

令和5年8月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月31日（木曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 栗下 章二
前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美 下原 小枝子
山野 真澄 杉元 義男 福迫 久利 中津 ゆみ子
土器 三紀夫 中津 富夫 米倉 千春 山口 長徳
鶴田 幸一 園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美
上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】

【推進委員】 宮田 吉人

事務局職員

| | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 事務局長 | 押川 国智 | 事務局長補佐 | 大田黒 元 |
| 農地調整係長 | 塩入 友之 | 農地調整係主査 | 大園 あけみ |
| 農地調整係主査 | 宮原 直子 | 農地調整係主任主事 | 馬越脇 浩 |
| 農地調整係主事 | 佐藤 純大 | | |

議 題

- 報告第 8号 農地等の合意解約について
- 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第24号 農用地利用計画の取消しについて
- 議案第25号 農用地利用集積計画について
- 議案第26号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第28号 非農地証明願いについて
- 議案第29号 農業振興地域整備計画変更の協議について
- 議案第30号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

事務局長

それではただいまから令和5年8月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

稲田会長

【あいさつ・・・】

稲田議長

次に委員の出席状況を報告いたします。宮田委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は、農業委員10名、農地利用最適化推進員17名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、竹下会長代理と前原委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第8号及び議案第23号から議案第30号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長

(議案朗読)

稲田議長

議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第8号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは、報告第8号、農地等の合意解約についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は5件です。2ページをご覧ください。令和5年8月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、ご説明いたします。

整理番号1番は、農地条件が悪いため耕作者から解約の申出があったものです。

整理番号4番及び5番は、国土調査の結果、当該農地が公衆用道

路であることが判明したため解約し、農地から除外するものです。
以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。
(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。3ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転8件となります。申請人の住所・氏名は省略し、申請内容については、概略をご説明いたします。

4ページになります。整理番号1番、田1筆、3,621㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田2筆、1,594㎡の贈与です。

次の5ページになります。整理番号3番、田1筆、673㎡の贈与です。

整理番号4番、田2筆、3,803㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄のとおり、増田委員の掘起しです。

次の6ページになります。整理番号5番、田1筆、5,090㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田2筆、3,743㎡の売買です。価格は総額3万円です。備考欄のとおり、竹下委員の掘起しです。

次の7から8ページまでになります。整理番号7番、畑5筆、4,167㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、畑2筆、1,360㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転8件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第23号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地及び、申請人「受人」の報告を園田委員に申し上げます。

園田委員

議長。

稲田議長

園田委員。

園田委員

整理番号1番について報告します。申請地は、〇〇地区です。ソーラー施設から下の方に行きますと、畜産農家や買主の家があります。農地は買主の家から南の方にあります。基盤整備はしてありません。里山や棚田になっており、ここに住んでいる人でないと、このような農地の維持はできないのかなあと思いました。日照、道路、水路もよく整備されていました。水は下に小川があるのでそこからポンプアップをしているという事でした。今後も農地として維持していきたいとの事です。

受人の営農状況ですが、4、5年前に企業を退職され、農業経営をされています。受人も体力があるかぎり、周辺の棚田や里山を維持していきたいとの事です。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を岩屋委員に申し上げます。

岩屋委員

議長。

稲田議長

岩屋委員。

岩屋委員

整理番号2番の申請農地と受人の両方を報告します。申請農地は、水流自治会内にあり、周囲一帯が基盤整備のされた水田です。〇〇と〇〇の中ほどに位置する農地です。今回の調査の時は水稻が作付けされていました。

受人の営農状況は、稲作主体の兼業農家です。渡し人との関係は、義理の弟になります。受人は兼業農家ですが、所有農地の管理も行き届いており、地域の奉仕作業にも積極的に協力されており、問題ないと判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を下原委員にお願いします。

下原委員

議長。

稲田議長

下原委員。

下原委員

整理番号3番の農地と受人について報告します。申請地は、〇〇の近くにある農地です。周囲は、宅地と水田が混在しています。受人の住宅のすぐ隣にある水田です。イノシシの被害にあい、2年ほど水稻の作付けをしていなどの事です。

受人の営農状況は、兼業農家で後継者もいます。兼業ですが、営農も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断いたします。

稲田議長

次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を増田委員にお願いします。

増田委員

議長。

稲田議長

増田委員。

増田委員

整理番号4番の申請農地と受人の両方について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は、してあります。その周辺の状況は、山林と水田が混在しています。

受人の営農状況ですが、稲作主体の兼業農家です。地域との調和については、譲受人は、兼業農家ですが営農も一生懸命で、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号5番の土地及び、申請人「受人」の報告を前原委員にお願いします。

前原委員

議長。

稲田議長

前原委員。

前原委員

整理番号5番の受人と申請農地についてご報告します。まず、申請農地ですが、〇〇自治会内にありまして、〇〇の西側にあります。周囲3方を、山に囲まれていまして、日照はよくありません。接道は、軽トラックが十分に侵入できる状態となっています。用排水の状況は、用水路が出水観音の上からなので、今後用水路の維持管理に手間がかかるところでした。作付け状況は、何も作付けされていませんが、耕起はしてあります。周囲の畔草もしっかり刈られていましたが、周囲が山林に囲まれているので、これからの管理に手間がかかると思いました。

受人は、ご存じのとおり、推進委員の増田氏でありまして、稲作主体の専業農家であります。取得後は、水稻を作付けするという事でした。地域との調和については、自治会長をされておりますので、何ら問題はありません。価格に皆さんびっくりされたとおもいますが、買っていただけるなら感謝したいと思ったところです。このままだと遊休化しそうな農地でした。

稲田議長

次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を竹下会長代理にお願いします。

竹下会長代理

議長。

稲田議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号6番の農地と受人についてご報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。字〇〇の農地の形状は、三角形です。2筆とも基盤整備はされており、日照、接道、用排水は良好です。周囲は、水田、宅地、山林が混在しています。

受人は、兼業農家であります。水稻や露地野菜の栽培をしています。渡人との関係は、兼業部門の知人であります。後継者はいません。兄弟、親と営農をしているとの事です。取得後は、水稻の作付け

をしていくとの事です。所有農地の畦畔の管理も良好です。地域との調和についても、何ら問題ないかと思えます。受人は〇〇に居住していきまして、〇〇とは結構な距離がありますので、農機具は渡人の家が申請農地の近くにありますが、そちらの家を借りまして、トラクター等の農機具を置くそうです。今回、受人は、入院することになり営農をする気力がなくなったため、この価格になったそうです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号7番と8番の土地を吉田委員に、申請人「受人」の報告を園田委員に申し上げます。まずは、吉田委員に申し上げます。

吉田委員

議長。

稲田議長

吉田委員。

吉田委員

整理番号7番の農地、5筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。申請農地5筆は、一か所にまとまっています。周辺は、東側が道路、他は、宅地と畑です。日照は良好で、用排水は不良です。現在、栗園となっております。

次に整理番号8番の農地、2筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。整理番号7番の隣の農地で、基盤整備はされていません。日照は良好です。周辺は、東側と南側が栗園で、西側と北側が畑となっています。用排水は不良です。調査当日は、何も作付けがありませんでした。以上、ご報告いたします。

稲田議長

次に、園田委員に申し上げます。

園田委員

議長。

稲田議長

園田委員

園田委員

整理番号7番と8番の受人は同じですので、報告します。何で、〇〇の方が、〇〇の農地をと思っていたので、受人本人に8月25日の昼に会ってきました。忙しい方で、ピーマンとニンニクの出荷準備をされていました。その中で30分程話をしましたところ、

栗園の下払い作業受託をしているときに、農地の売買の話があり、受人が購入するようになったとの事です。受人は兼業農家になり、水稻、露地野菜栽培のほか、受託作業や木の伐採、ソーラー施設とか手広くされています。申請農地の栗園は成木なので、一時はこれを活かしていきたいとの事でした。農地は、農地として維持していただければと思っています。皆様のご判断をよろしくお願いします。

稲田議長

各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局

今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計8件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上ご報告いたします。

稲田議長

ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより議案第23号の審議に入ります。整理番号5番の譲受人は、増田委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき増田委員の退席を求めて審議します。増田委員の退席をお願いします。

(増田委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号5番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号5番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。増田委員の退席を解きます。

(増田委員着席)

稲田議長 それでは、整理番号5番を除く、議案第23号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

森永委員 議長。

稲田議長 森永委員。

森永委員 整理番号6番の譲受人の経営状況の肉用牛の欄が0頭になっていますが、牛を飼養していますので、頭数が必要になるかと思えます。

竹下会長代理 議長。

稲田議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 実家は〇〇自治会にあり、肉用牛5頭の飼養があります。

稲田議長 他に質疑は、ありますか。

栗下委員 議長。

稲田議長 栗下委員。

栗下委員 整理番号7番と8番の譲受人は、私の地区で非常に問題を起こされた方で、土地の境界についてまだ解決しておりません。山林を購入され、その山林の境界を壊され、境界がはっきりしない状態となっているところがあります。このような方なので、次は〇〇で問題を起こすのではないかと心配しています。

稲田議長 このような意見がありました。他に質疑等はありませんか。

杉元委員 議長。

稲田議長 杉元委員。

杉元委員 栗下委員からありましたが、この申請農地を見ますと栗園です。このあたりは、ソーラーが多いのですが。結局最終的には、ソーラーにする考えがあるのではないのでしょうか。農業委員会が承認しないことはできないと思いますが。一つ考えた方がいいのではないのでしょうか。

福迫委員 議長。

稲田議長 福迫委員。

福迫委員 この譲受人については、いろいろ聞いています。今私が心配するのは、この栗園にソーラーになることです。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 申請書では、ここで営農を行うと申請があります。そこで判断して下さい。ここで譲受人がソーラーを設置する場合は、4条申請か5条申請が必要となります。

園田委員 議長

稲田議長 園田委員

園田委員 今、3方より意見がありましたが、私も含みを持って受人の報告をしたつもりです。受人と話をしたときに、今もソーラーの仕事をしているのかと聞いたところ、今もしているとの回答がありました。今、話がありましたとおり、やがてはそのようになるのかなど。しかし、私が来た段階では、農地として扱うのですよと、ソーラーにするには、段階を得てするようにと申し上げておきました。

杉元委員 議長。

稲田議長 杉元委員。

杉元委員 この譲受人が、境界の事で問題を起こしているようですが、ここでも境界との問題が出てくるのでは、ないでしょうか。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 今回の申請農地は、地積調査が完了しています。農地法3条の許可要件は、事務局の判断根拠で申し上げました、事務局が申請書で判断する農地法3条第2項第1号から第5号までと。委員の皆様から報告いただく、農地法第3条第2項第6号に違反がなければ、許可をする根拠になります。これ以外の事項を判断根拠にすることは

できないと思います。

稲田議長 他に質疑等はありませんか。

山下委員 議長。

稲田議長 山下委員。

山下委員 このような、いろいろな厳しい意見が出ていますが。厳しい意見が出たことを今後のためにも譲受人に伝えた方がいいと思います。これについては、どのような考えでしょうか。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 山下委員から出ました意見につきましては、許可書を渡すときに、申請者の行政書士の方に、口頭になりますが、このような厳しい意見があったことを伝えるようにします。

稲田議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号5番を除く議案第23号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第24号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 それでは議案第24号、農用地利用集積計画の取消しについて説明します。

10ページです。整理番号1番 田8筆、6,635㎡の売買の取消しです。こちらは備考欄に記載のとおり、令和4年11月総会で可決された案件ですが、抵当権抹消手続き中に譲渡人が死亡さ

れたため、所有権移転登記に至らず、取り下げるものです。

以上、ご審議方、宜しくお願い致します

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第24号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

増田委員

議長。

稲田議長

増田委員。

増田委員

全部事項証明で抵当権について確認をしたのか。また、抵当権があっても売買できるのか。

事務局

議長

稲田委員

事務局

事務局

全部事項証明書で、抵当権については確認しています。また、譲受人が同意していれば売買できます。

稲田議長

他にありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第25号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは議案第25号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転5件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空

欄となります。

13ページです。整理番号1番 田2筆、1,076㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番 畑1筆 2,486㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番 畑2筆 678㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番 畑4筆 4,226㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番 畑1筆 881㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第25号の審議に入ります。

整理番号1番の譲受人は、吉田委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたし

ます。整理番号1番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

稲田議長 次に整理番号3番の譲受人は、田上委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

稲田議長 それでは、只今から整理番号3番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

稲田議長 次に、整理番号4番の譲受人は、坂元委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき坂元委員の退席を求めて審議します。坂元委員の退席をお願いします。

(坂元委員退席)

稲田議長 それでは、整理番号4番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号4番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。坂元委員の退席を解きます。

(坂元委員着席)

稲田議長

それでは、議案第25号の整理番号2番と5番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第25号の整理番号2番と5番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第25号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

ここでしばらく休憩します。午前10時20分に再開します。

(暫時休憩)

稲田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第26号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第26号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。16ページをご覧ください。今月の計画件数は5件です。申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、

他は省略させていただきます。

それでは17ページをご覧ください。整理番号1番、田2筆、1,378㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑2筆、2,191㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、1,757㎡の使用貸借です。

整理番号4番、畑1筆、1,581㎡の使用貸借です。

整理番号5番、畑5筆、3,499㎡の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第26号の審議に入ります。整理番号3番と4番の譲受人は、下原委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき下原委員の退席を求めて審議します。下原委員の退席をお願いします。

(下原委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号3番と4番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番と4番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。下原委員の退席を解きます。

(下原委員着席)

稲田議長

それでは、整理番号3番と4番を除く、議案第26号の審議に入

ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番と4番を除く、議案第26号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第26号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。

次に、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第28号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。18ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

19ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑1筆、355㎡を一般個人住宅として申請するものです。

農地区分は第一種農地ですので原則転用不可ですが、不許可の例外規定である集落接続要件を満たすため、転用可能となります。

権利関係は贈与で、譲渡人と譲受人の関係は親子です。工事期間は令和5年10月10日から令和5年12月末日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円。住宅建設費〇〇円を融資により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、公共水路にて処理します。

議案第28号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。2

0ページをお開きください。今月の証明願い件数は1件でございます。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

21ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、畑1筆、891㎡です。申請理由は原野です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第27号と第28号については、8月30日に第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

田中第2小委員長

議長。

稲田議長

田中第2小委員長。

田中第2小委員長

会長から招集を受けまして、8月30日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。

今回の議案は、5条申請1件、非農地証明願い1件でございます。それでは議案ごとに説明いたします。

議案第27号、農地法5条申請から説明します。

整理番号1番、場所は〇〇地区です。〇〇から南に500mのところに位置します。

譲受人は、譲渡人である父親の畑を譲り受け、自己用の一般住宅を建設したく申請するものです。申請地の状況は、北側・南は農地、東側は道路、西側は水路に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第28号、非農地証明願いについて説明します。

整理番号1番、申請地区は〇〇地区でございます。現況は、原野となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、5条申請1件、

非農地証明願い1件について、農地法上許可相当及び、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

稲田議長
事務局
議長
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
議長。
事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第27号から第28号の計2件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。
これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

議案第27号と議案第28号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。

また、事務局の判断も許可等相当であります。お諮りいたします。議案第27号と第28号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第27号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第28号は、お

諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第29号「農業振興地域整備計画変更の協議について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課

議長。

稲田議長

畜産農政課。

畜産農政課

議案の内容の説明の前に、新しい委員の方もいらっしゃいますので、農業振興地域整備計画の概要について説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、県が農業を振興するエリアを指定し、市がそのエリアの中に農用地区域（青地）を設定し、農業目的外利用を制限しております。そのエリアの青地、白地の面積に変更があった場合は、農業委員会の意見を聞くとなっております。

面積の増減は、青地から白地への除外、白地から青地への編入で行われます。青地から白地への除外は、要件や農業委員会事務局との調整がありますが、農地を白地に変え、太陽光発電を設置するときなどに行われます。また、白地から青地への編入は、基盤整備事業などで、基盤整備を行うエリアの中の白地を青地に変えるときなどに行われます。

それでは、議案の内容について説明させていただきます。今回の案件については、5件の編入となっております。

1ページをご覧ください。案件1から4については、基盤整備に伴う編入となっております。

案件5については、白地に農機具の回転場と牧草ロール置き場として利用するための編入となっております。

2ページ目をご覧ください。申し訳ございませんが合計面積が記載されていませんでしたので記載をお願いします。案件1は、12筆、7,051㎡、案件2は、15筆、11,627㎡、案件3は、8筆、8,228.01㎡、案件4は、21筆、15,571.23

m²、案件5は、3筆、1,030.73m²、合計59筆、43,507.97m²です。5ページ以降は、編入する場所と現況の写真となっております。

以上、5件の案件となっております。審議のほど、よろしく願いいたします。

稲田議長

ただいま、畜産農政課より説明がありました。

これより議案第29号の審議に入ります。案件1番の番号1の土地所有者は、田上委員の同居する親族であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき田上委員の退席を求めて審議します。田上委員の退席をお願いします。

(田上委員退席)

稲田議長

それでは、案件1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。案件1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田上委員の退席を解きます。

(田上委員着席)

稲田議長

次に、案件5番の土地所有者は、山下委員であります。よって農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき山下委員の退席を求めて審議します。山下委員の退席をお願いします。

(山下委員退席)

稲田議長

それでは、案件5番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。案件5番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。山下委員の退席を解きます。

(山下委員着席)

稲田議長

それでは、案件1番と5番を除く、議案第29号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。案件1番と5番を除く議案第29号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第29号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に、議案第30号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。畜産農政課から説明をお願いします。

畜産農政課

議案第30号について、ご説明いたします。何卒よろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料を使っての説明に入ります前に、今回ご提案しております、各市町村がそれぞれ策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」いわゆる「基本構想」とは何か、簡単にご説明いたします。

「基本構想」は、宮崎県が作成する「基本方針」の基本的な考え方を基に、えびの市の特性を踏まえ、概ね10年間を見通した農業経

営に対する具体的な取り組みや指標を示すもので、今後の農業の基本的な方向を総合的に定めた計画であります。

その内容としては、認定農業者の目標とすべき所得水準と労働時間の基本となる考え方や、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法を定めております。また、営農類型ごとの指標及び農業経営に対する農用地利用の集積目標などを定めており、さらにそれらの実現のために取るべき具体的な措置などを示したものが「基本構想」となります。

そして、「基本構想」の見直しについては、おおむね5年が経過するごとに、その後の10年後を見通して、目標とする所得水準や営農類型ごとの指標など、大幅な内容の変更を行いますが、前回は昨年の3月にその大幅な内容の変更を行っておりますので、今回は令和9年中に実施することになります。

したがって、今回の議案については、「地域計画」が盛り込まれたことがメインとなりますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、2つの項目が追加された軽微な変更となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。それでは、その追加された2つの項目について、お手元の資料を使いましてご説明いたします。

議案書を1枚めくっていただいて、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表」をご覧ください。

まず、1つ目の追加項目についてですが、2ページ目をご覧ください。第3条に「第2及び第2の2に掲げる事項の他」とありますが、ここでは「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」として、2ページ目から3ページ、4ページ目にわたり、左側が改正後の文章となりますが、赤文字で追加をしております。こちらの文章につきましては、ページが飛びますが、12ページから14ページをご覧くださいと、右側が改正前で「削除」となっており、こちらの第5条の6項と7項で元々定めていた「農業を担う者の確保及び育成に

関する考え方」や、「関係機関との役割分担と連携の考え方」などを、2ページ目からの第3条に集約したかたちとなります。

続いて、8ページをご覧ください。8ページから9ページにかけて、もう1つの追加項目となる「地域計画」に関することを追加しております。内容としては、「地域計画」策定に関わる「協議の場の設置の方法」と「地域計画の区域の基準」や「農地中間管理事業」などに関する項目が追加となっております。

なお、新旧対照表の次に綴っております資料については、改正後のすべての基本構想の内容を、新旧対照表と同様に赤文字で加除修正したものですので、説明については割愛させていただきます。

以上、2つの項目の追加について説明を終わりますが、今後の基本構想の変更手続きの流れにつきましては、えびの市農業協同組合からも同様にご意見をいただきまして、そのご意見を集約した基本構想の変更(案)を県に提出し、宮崎県知事の同意を受けた後、市の方で公告を行うことで、内容の変更が完了となります。基本構想の変更についての説明は、以上となります。ご審議方、何卒よろしくお願いたします。

稲田議長

ただいま、畜産農政課より説明がありました。

これより議案第30号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑等はありませんか。

増田委員

議長。

稲田議長

増田委員。

増田委員

別冊2の8ページの2番に粗放的な利用等による保全等を検討すとあるが、この粗放的とはどのようなものなのか。

畜産農政課

議長。

稲田議長

畜産農政課。

畜産農政課

お答えします。ここでの粗放的とは、遊休農地になりそうな農地を、皆さんでどのように使うか、話し合われて、作物をうえるので

はなく、共同で管理すると、そのような言い方をしています。

稲田議長

他に、質疑はないでしょうか。

岩屋委員

議長。

稲田議長

岩屋委員。

岩屋委員

3ページに、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じてと、書いてありますが、農業はパートナーと一緒に同じような仕事をします。ここに、農業委員や推進員の女性もいますので、女性だけを集めて研修していただきたい。要望します。よろしく申し上げます。

畜産農政課

議長。

稲田議長

畜産農政課。

畜産農政課

女性に絞った研修の開催につきましては、県等の関係機関と協力しながら、検討していきます。また現在、畜産農政課では、農村女性のつどいというものを定期的で開催しています。この中でもいろいろな意見をいただいております。農業委員や最適化推進委員のみなさも積極的に参加したり、人を呼んでいただいたりすることで女性の活躍する場が広がっていくと思います。

稲田議長

他に、質疑はないでしょうか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第30号は、お諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前11時10分

